解散公告

当社は、平成二十八年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

兵庫県神戸市北区道場町生野一一七二番地

Stirling Ultracold Japan 株式会社

代表清算人　足立　三朗

解散公告

当社は、平成二十八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

奈良県大和郡山市今国府町四八番一

株式会社テーユーケー

代表清算人　植出　健元

解散公告

当社は、平成二十八年十月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

奈良県奈良市油阪町一番地の二〇

株式会社西村楽器店

代表清算人　西村　佳洋

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

和歌山県新宮市池田二丁目一番一〇号

くすのき株式会社

代表清算人　楠　弘子

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

岡山市北区横井上一三三一番地メゾンイシノ一〇一号室

アシスト合同会社

代表清算人　川﨑　恵子

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

広島市中区榎町四番二四号

有限会社ベル薬局

清算人　才津　弘良

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十八日開催の臨時株主総会の決議により平成二十八年九月三十日解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

福岡県北九州市戸畑区大字中原四六番地五九

ＮＳソーラーマテリアル株式会社

代表清算人　菊本　信治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十月十四日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都墨田区京島二丁目九番六号

京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合

代表清算人　橋本　和士

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月十七日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十八年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

北海道芦別市北一条東一丁目二番地三

医療法人社団土山歯科医院

清算人　浅野美佐子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに山形県知事の認可により平成二十八年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

山形市桧町三丁目七番二五号

医療法人近岡小児科医院

清算人　近岡　秀郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

栃木県宇都宮市簗瀬町一九五八番一号

栃木県建設業厚生年金基金

代表清算人　渡邉　勇雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内お申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

名古屋市東区東外堀町六〇番地

中日本酒類業厚生年金基金

代表清算人　盛田　宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十月十六日開催の定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

京都市伏見区深草西浦町八丁目一一五番地

武一ビル二〇三号室

ＭＫ労働組合

清算人　平田　博巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市知利別町二丁目一〇八番地、最後の住所北海道登別市美園町六丁目四三番地七　被相続人　亡　五十嵐貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

北海道室蘭市海岸町二丁目三番一一号

相続財産管理人　司法書士　坂本　晴佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川一三八番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区上杉五丁目六番三四号ラパン・ドゥ・上杉一〇三　被相続人　亡　齋藤　瞬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

会社設立のお知らせ

平成二十八年九月十六日函館地方法務局にて設立登記を完了し現代葬儀株式会社がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十八年十月二十五日

北海道函館市的場町八番八号

現代葬儀株式会社

代表取締役　中村　誠司